

令和5年度埼玉県水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

本県は、高い耕地率（令和4年時点 19.3%で全国第4位）、穏やかな気象及び大消費地である首都圏に位置するという有利な条件を備えている。こうした条件を生かし、米、麦、野菜、果樹、花植木など多彩な農産物が生産され、732万人の県民をはじめ4,418万人の消費者を擁する首都圏に向け農産物を供給している。

水田については、耕地面積の55.7%を占め、水稻のほか麦類、大豆、野菜などの生産が行われている。

本県の基幹的農業従事者数は令和2年時点で37,683人と、平成27年から25.8%減少した（農林業センサス）。

一方で、農地中間管理事業（平成26年開始）の実施などにより県内の農地利用集積面積は平成25年度から令和3年度にかけて7,558ha（集積率は11.7ポイント）増加しており、規模拡大を進める担い手が増加傾向にある。

今後ともこのような担い手を育成していくためには、同事業を活用した担い手へのさらなる農地集積・集約を進めるとともに、水稻はもとより水稻以外の戦略作物や高収益作物の本作化を図り、水田農業の構造改革を進めていくことが課題となっている。

2 高収益作物の導入や転作作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

本県の令和3年時点の野菜農業産出額は743億円であり、県全体の農業産出額1,528億円の48.6%を占める。

このため、野菜を主な高収益作物の推進品目として位置付け、首都圏に位置し大消費地を有する利点を生かし、野菜の生産・供給拠点として、多様な流通・販売ルートを活用した産地創出を図る。

県全体の野菜の作付状況については近年減少傾向にはあるものの、水田における野菜の作付面積は拡大傾向にある。機械化一貫体系の導入や、県内食品業者の加工用・業務用需要を受けて生産拡大を図る経営体も育成されている。

また、都心からのアクセスが良好であることから、観光農園等の拡大が見込まれるとともに、加工・業務用に適した土地利用型の品目や、高付加価値で訴求力の高い品目を中心に推進していく。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

主食用米の作付面積が減少する中、交付対象水田の利用状況を確認し、その結果を踏まえ、水田活用の直接支払交付金に頼らず、野菜等の高収益作物の本作化を進め、農業経営の所得向上を図る。

また、生産者が水田を余すことなくフル活用できるよう、麦、大豆等を始めとした戦略作物の低コスト技術対策の普及・定着に向けた取組、並びに生産拡大に向けた取組を支援していく。

さらに、水田の利用状況の点検や畑作物の産地づくりに向けた地域の話し合いを促進し、水田の有効利用を支援する。

4 作物ごとの取組方針等

(1) 主食用米

主食用米の需要は減少傾向であることから、需要に応じた米の生産が必要である。
本県は産地と消費地が隣接していることから、農家が消費者や飲食店等に直接販売できる環境にあり、産地品種いかんにかかわらず流通が可能となっている。

その反面、市場流通についてはロットが確保できないため、銘柄ブランドとして一般に浸透させにくいという特徴がある。

また、近年は夏期の高温による登熟障害が発生しており、暑さに負けない米づくりを推進する必要がある。

そのため、今後は

①安定生産を実現する適正な品種構成への誘導

②本県の優位性を活かした生産・販売体制の構築

③高温対策や病虫害防除の徹底による品質・作柄の安定

に向けて行政・関係団体及び生産者が一体となって取り組む。

(2) 備蓄米

継続的に安定した取引が期待できるとともに、播種前に販売収入を決定できることから、着実に取組を進めていく。

(3) 非主食用米

一部の農業者は、その経営判断により水田における非主食用米生産を実施しており、今後も需要動向を注視しながら非主食用米作付面積の維持・拡大を図る。

ア 飼料用米

多収品種導入等により、収益及び生産性の向上を図る。

また、飼料工場や畜産農家等への安定供給のため、地域内流通や全国集荷団体との取引拡大を推進する。

イ 米粉用米

県産米粉の利用拡大を支援するとともに、安定供給を図るため、需要に基づいた確実な取組を進める。

ウ 新市場開拓用米

国内の主食用米の需要が減少する中、内外の新たな市場開拓への取組を支援し、担い手の作付拡大を図るとともに、実需者との複数年契約を推進する。

エ WCS 用稲

引き続き耕畜連携を進めていくため、専用品種の種子を確保し、主穀作農家がコントラクター組織に参画するよう誘導することで、生産の維持・拡大を図る。

オ 加工用米

地域の実需者の需要に応じた生産を図るとともに酒造メーカー等実需者との取組を支援する。

(4) 麦、大豆、飼料作物

麦は、近年では冬期の温暖化、春期の多雨など気象の影響による生産量や品質の変動が大きくなっている。また、国際的に麦価格が高騰し、国産小麦等のニーズの高ま

りの中、県産小麦等についても需要の逆ミスマッチ状態にある。

このため、基本技術の励行による高品質安定生産や、農地の利用集積・集約化による生産コストの低減を推進するとともに、産地交付金を活用し担い手の作付拡大を支援する。

また、麦は本県北東部を中心に古くから二毛作が盛んに行われており、水田農業の安定した経営並びに水田の有効活用を図るため、引き続き、産地交付金を活用して二毛作の取組を支援する。

大豆は、麦類と同様に、気象変動の影響による収量性の低下が顕著になっており、生産者の作付意欲が低下しつつある。一方、国産大豆のニーズは高まっているため、基本技術の励行による収量の安定化を推進するとともに、麦・大豆等作付拡大支援事業や、産地交付金を活用し、担い手の作付拡大を支援する。

飼料作物は、引き続き耕畜連携を進めていくとともに、省力栽培が可能である子実用とうもろこしの取組を支援する。

(5) そば、なたね

一部地域で地産地消の取組がなされているため、地域の需要者の要望に応じた生産量の確保に取り組む。

また、二毛作による水田農業の安定した経営並びに水田の有効活用を図る。

(6) 地力増進作物

持続的な農業の確立に向けて、産地交付金を活用し、(国研)農業・食品産業技術総合研究機構発行の「緑肥マニュアル(2020年3月)」等に記載されているエンバク、ライムギ、ライコムギ、コムギ(緑肥用)、イタリアンライグラス(緑肥用)、ソルガム(ソルゴー)、スーダングラス(緑肥用)、ギニアグラス(緑肥用)、トウモロコシ(緑肥用)、ヒエ(緑肥用)、ヘアリーベッチ、レンゲ、クローバー類、クロタリア、セสบアニア、エビスグサ、ヒマワリ、マリーゴールド、シロガラシ、カラシナ(チャガラシ)、ナタネ(緑肥用)、ハゼリソウによる次作に向けた計画的な土づくりを支援する。

(7) 高収益作物

首都圏に位置することから野菜の生産・供給拠点としての役割を担っており、農業産出額は令和3年時点で全国第9位と生産が盛んである。

一方で消費者が身近にいることから流通・販売ルートも多様化し、さらには県内の食品事業者から加工・業務用に適した野菜生産にも潜在需要がある。

このため、水田農業における経営の安定化を図る方策の一つとして、加工・業務用に適した土地利用型の品目の作付拡大を推進し、水田農業経営の所得向上を図る。

また、水田での転換作物として導入の機運が高まっているごまを高収益作物に位置付け、作付拡大の取組みを支援する。

5 作物ごとの作付予定面積等

～

8 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の作付予定面積等		令和5年度の作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	27,408	0	27,400	0	27,400	0
備蓄米	92	0	92	0	92	0
飼料用米	3,770	0	3,500	0	3,500	0
米粉用米	851	0	810	0	810	0
新市場開拓用米	45	0	100	0	100	0
WCS用稲	136	0	160	0	160	0
加工用米	166	0	170	0	170	0
麦	5,279	3,229	5,380	3,250	5,380	3,250
大豆	501	108	510	120	510	120
飼料作物	196	62	240	86	240	86
・子実用とうもろこし	17	0	28	0	28	0
そば	87	42	83	42	83	42
なたね	7	6	7	6	7	6
地力増進作物	1	－	2	－	2	－
高収益作物	305	43	310	44	310	44
・野菜	302	43	307	44	307	44
・花き・花木	0	－	0	－	0	－
・果樹	0	－	0	－	0	－
・その他の高収益作物	3	－	3	－	3	－
畑地化	2	－	10	－	10	－

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	使途名	目標	前年度 (実績) ※	目標値 ※
1	麦	担い手による麦・大豆の 取組	収益力向上技術導入面積	(R4年度) 1,910ha	(R5年度) 麦2,070ha 大豆344ha
	大豆			(R4年度) 334ha	(R6年度) 麦2,220ha 大豆354ha
2	高収益作物 (露地野菜及びごま)	担い手による所得向上に 向けた高収益作物生産の 取組	水田を活用した 高収益作物の拡大	-	(R5年度) 230ha (R6年度) 250ha
3	飼料用米	担い手による飼料用米・ 米粉用米の取組	収益力向上技術導入面積	(R4年度) 3,113ha	(R5年度) 飼料用米3,045ha 米粉用米753ha
	米粉用米			(R4年度) 753ha	(R6年度) 飼料用米3,065ha 米粉用米787ha
4	戦略作物等 (麦、大豆、飼料作物、WCS 用稲、加工用米、飼料用 米、米粉用米、そば、なた ね、新市場開拓用米)※種 子用含む	二毛作助成	戦略作物同士の組合せの割 合増加	(R4年度) 49%	(R5年度) 50% (R6年度) 51%
5	飼料作物 (WCS用稲、子実用とうもろ こし含む)	飼料作物の作付の取組	収益力向上技術導入面積	(R4年度) 259ha	(R5年度) 290ha (R6年度) 310ha
6	そば	そば、なたねの 作付の取組	水田におけるそば、なたね の作付け面積の 維持・拡大	(R4年度) 40ha	(R5年度/R6年度) そば41ha なたね1ha
	なたね(搾油用)			(R4年度) 1ha	
7	新市場開拓用米	新市場開拓用米の 複数年契約加算	複数年契約の取組面積の拡 大	(R4年度) 0ha	(R5年度) 15ha (R6年度) 15ha
8	新市場開拓用米	新市場開拓用米の作付の 取組	輸出用米の作付面積の 拡大	(R4年度) 45ha	(R5年度) 100ha (R6年度) 100ha
9	地力増進作物	地力増進作物の 作付拡大の取組	地力増進作物の 取組面積の拡大	(R4年度) 1ha	(R5年度) 2ha (R6年度) 2ha

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名:埼玉県

整理 番号	使 途 ※1	作 期 等 ※2	単 価 (円/10a)	対 象 作 物 ※3	取組要件等 ※4
1-1	担い手による麦・大豆の取組	1	5,200	麦、大豆	作付面積に応じて支援、収益力向上の取組
1-2	担い手による麦・大豆の取組(二毛作)	2	5,200	麦、大豆	作付面積に応じて支援、収益力向上の取組
2-1	担い手による所得向上に向けた高収益作物生産の取組(11品目)	1	5,200	ねぎ、ブロッコリー、カリフラワー、さといも、とうもろこし、なす、えだまめ、たまねぎ、にんにく、じゃがいも、ごま	作付面積に応じて支援
2-2	担い手による所得向上に向けた高収益作物生産の取組(それ以外の野菜)	1	5,000	上記以外の野菜	作付面積に応じて支援
3-1	担い手による飼料用米の取組	1	3,800	飼料用米	作付面積に応じて支援、収益力向上の取組
3-2	担い手による米粉用米の取組	1	3,000	米粉用米	作付面積に応じて支援、収益力向上の取組
4-1	二毛作助成(主＋戦)	2	3,500	戦略作物等	主食用米と戦略作物等の二毛作を行った場合、二毛作として作付する面積に応じて支援
4-2	二毛作助成(戦＋戦)	2	10,500	戦略作物等	戦略作物同士の二毛作を行った場合、二毛作として作付する面積に応じて支援
5-1	飼料作物の作付の取組	1	5,200	別紙アのとおり	作付面積に応じて支援、収益力向上の取組
5-2	飼料作物の作付の取組(二毛作)	2	5,200	別紙アのとおり	作付面積に応じて支援、収益力向上の取組
6	そば、なたねの作付の取組	1	20,000	そば、なたね	作付面積に応じて支援
7	新市場開拓用米の複数年契約加算	1	10,000	新市場開拓用米	複数年契約の取組面積に応じて支援
8	新市場開拓用米の作付の取組	1	20,000	新市場開拓用米	取組面積に応じて支援
9	地力増進作物の作付拡大の取組	1	20,000	別紙アのとおり	作付面積に応じて支援

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。
ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。

(別紙ア)

飼料作物等の範囲

青刈りとうもろこし、子実用とうもろこし、青刈りソルガム、テオシント、スーダングラス、青刈り麦(らい麦又はえん麦を含む。またサイレージ化したものを含む。)、青刈り大豆、子実用えん麦、青刈り稲、WCS用稲、わら専用稲、青刈りひえ、しこくびえ、オーチャードグラス、チモシー、イタリアンライグラス、ペレニアルライグラス、ハイブリットライグラス、スミーズブロムグラス、トールフェスク、メドーフェスク、フェストロリウム、ケンタッキーブルーグラス、リードカナリーグラス、バヒアグラス、ギニアグラス、カラードギニアグラス、アルファルファ、オオクサキビ、アカクローバ、シロクローバ、アルサイククローバ、ガレガ、ローズグラス、パラグラス、パンゴラグラス、ネピアグラス、セタリア、飼料用かぶ、飼料用ビート、飼料用しば

地力増進作物の範囲

エンバク、ライムギ、ライコムギ、コムギ(緑肥用)、イタリアンライグラス(緑肥用)、ソルガム(ソルゴー)、スーダングラス(緑肥用)、ギニアグラス(緑肥用)、トウモロコシ(緑肥用)、ヒエ(緑肥用)、ヘアリーベッチ、レンゲ、クローバー類、クロタリア、セスバニア、エビスグサ、ヒマワリ、マリーゴールド、シロガラシ、カラシナ(チャガラシ)、ナタネ(緑肥用)、ハゼリソウ

(別紙1) 担い手による麦・大豆の取組における収益力向上要件

【取組要件】

① 難防除雑草対策

薬剤により、以下の難防除雑草を防除する。

(麦：ナズナ、スズメノカタビラ、ノミノフスマ、スズメノテッポウ、カズノコグザ、カラスノエンドウ、ヤエムグラ、ネズミムギ、カラスムギ、タデ類、シロザ、スギナ、コヌカグザ、ヨモギ)

(大豆：帰化アサガオ類、アレチウリ、ヒロハフウリンホオズキ、カロライナツユクサ、イヌホオズキ、オオブタクサ、ニシキアオイ)

② 排水対策

以下のいずれか一つ以上に取組む。

心土破碎、弾丸暗渠、有材補助暗渠、無材穿孔暗渠、深耕、額縁明渠、そのほか地域農業再生協議会において排水対策に資すると判断できる取組み。

③ 土壌診断を踏まえた土づくり・施肥

pH、窒素、リン、カリについて分析を行う土壌診断又はセンシング機器を用いた生育診断の結果に基づいて、肥料や有機質資材、土壌改良資材の施用、又は緑肥作物を作付する。

④ 重要病害虫の防除

薬剤により、以下の病害虫を防除する。

(麦：赤かび病、うどんこ病、赤さび病)

(大豆：紫斑病、カメムシ類)

【取組の確認方法】

収益力向上の取組の実施状況は、地域農業再生協議会が以下の書類等（全てでなくてよい）により確認する。

- | | |
|---------|-------------------------------|
| ・ 営農計画書 | ・ 土壌診断書 |
| ・ 現地確認 | ・ 肥料・農薬等購入伝票 |
| ・ 作業日誌 | ・ その他、地域農業再生協議会が証拠として妥当と認める資料 |

(別紙2) 担い手による飼料用米・米粉用米の取組における収益力向上要件

【取組要件】
① 多収品種の導入 「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」の別紙1の第4の3に規定する品種を導入する。 自家増殖した種子を用いる場合は3年に1度は更新すること。また、経営所得安定対策等実施要綱（一部改正令和元年9月18日付け元政統第841号）様式第11－8号に準拠した証拠書類を整理すること。（R4年度からは改正種苗法に基づく許諾が必要）
② 温湯消毒 ※ただしR3～R7年度までの期間限定の取組とする。 60℃の温湯に種もみを10分間浸漬した後、15℃以下の冷水に5分間漬ける。 上記の他、JA、農業共済、市町村等で温湯種子消毒の方法が示されている場合はそれによることができる。また、温湯消毒済みの種子を購入することで取組に代えることができる。
③ 作期分散 作期の異なる複数品種（2品種以上）を作付けし、作期を分散する。
④ 効率的な施肥 以下のいずれか一つ以上に取組むこと。 （流し込み施肥） 水口に流し込み施肥用の装置を設置し、肥料を灌漑水とともに流し込む。 （育苗箱全量施肥） 苗箱内に1作期分の肥効調節型肥料を施用する。 （全量基肥施肥） 基肥施用時に、1期作分の肥効調節型肥料を施用する。 （側条施肥） 側条施肥に対応した田植機を使用し、移植と同時に株溝の土中にすじ状に肥効調節型肥料を施用する。
⑤ 効率的な農薬処理 以下のいずれか一つ以上に取組むこと。 （育苗箱施用） 苗箱内に主要病害虫を予防的に防除できる農薬等を施用する。 （播種時同時処理） 専用の機械を使用し、播種と同時に農薬を処理する。 （田植え同時処理） 専用の機械を使用し、移植作業と同時に農薬を処理する。
⑥ 土壌診断を踏まえた施肥・土づくり pH、窒素、リン、カリについて分析を行う土壌診断又は葉緑素計を用いた葉色診断の結果に基づいて、肥料や有機質資材、土壌改良資材を施用する。
⑦ 直播栽培 育苗作業を省略し、直播に対応した播種機等を用いて種もみを直接ほ場に播種する栽培を行う。
⑧ 高密度播種育苗栽培 慣行栽培（乾粃100～150g（催芽粃125～187g））より育苗密度が高くなるよう、乾粃250～300g（催芽粃312～375g）を播種・育苗し、田植機を用いて移植する。

【取組の確認方法】
収益力向上の取組の実施状況は、地域農業再生協議会が以下の書類等（全てでなくてよい）により確認する。
・営農計画書 ・土壌診断書 ・現地確認 ・肥料・農薬等購入伝票 ・作業日誌 ・その他、地域農業再生協議会が証拠として妥当と認める資料

（別紙3）二毛作助成のその他要件について

1 具体的要件

二毛作助成の対象作物については、以下の要件を満たして生産され、当該年度内に収穫を行うものであり、出荷・販売を行うこと。

（１）麦

農協等と実需者との間で締結された販売契約に基づく農協等との出荷契約又は実需者との販売契約を締結していること。

（２）大豆

農協等との出荷契約又は実需者等との販売契約を締結していること。

（３）飼料作物

青刈り稲にあつては、新規需要米取組計画（需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙２の第４の１）の認定を受けていること。
その他の飼料作物にあつては、実需者等との品質等の条件を含めた利用供給協定を締結していること。
自らの畜産経営に供する目的で生産する場合は、自家利用計画を策定していること。

（４）飼料用米、米粉用米

新規需要米取組計画（需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙２の第４の１）又は生産製造連携事業計画（米穀の新用途への利用の促進に関する法律第４条第３項）の認定を受けていること。
飼料用米の生産に当たっては整理番号３の別紙２の収益力向上要件の取組を実施すること。

（５）WCS用稲

新規需要米取組計画の認定を受けていること。

（６）加工用米

加工用米取組計画（需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙１の第５）の認定又は加工用米出荷契約（需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙１の第６の１）を締結していること。

（７）そば、なたね（搾油用）

農協等と実需者等との間で締結された販売契約に基づく農協等との出荷契約又は実需者等との販売契約を締結していること。

※麦、大豆、そば、なたね（搾油用）のうち、自家加工については、「畑作物の直接支払交付金に係る自家加工販売（直売所等での販売）計画書兼出荷・販売等実績報告書」（様式第９－２号）を作成すること。直売所での販売については、直売所と取引契約を締結するか又は直売所の名称、所在地、連絡先、対象作物の年間販売予定数量などを記載した計画書を作成すること。

（８）新市場開拓用米

農協等と実需者等との間で締結された販売契約に基づく農協等との出荷契約又は実需者等との販売契約を締結していること。

※ 種子用の場合

農協等と実需者等との間で締結された販売契約に基づく農協等との出荷契約又は実需者等との販売契約を締結していること。

2 確認方法

（１）麦、大豆

出荷販売契約及び出荷販売伝票により確認する。自家加工については、「畑作物の直接支払交付金に係る自家加工販売（直売所等での販売）計画書兼出荷・販売等実績報告書」（様式第９－２号）により確認する。

（２）飼料作物

利用供給協定書又は自家利用計画書により確認する。

（３）飼料用米、米粉用米、WCS用稲、新市場開拓用米

新規需要米取組計画書及び新規需要米生産集出荷数量一覧表により確認する。

（４）加工用米

加工用米取組計画書又は加工用米出荷契約書及び加工用米生産集出荷数量一覧表により確認する。

（５）そば、なたね（搾油用）

出荷・販売契約書により確認する。自家加工については、「畑作物の直接支払交付金に係る自家加工販売（直売所等での販売）計画書兼出荷・販売等実績報告書」（様式第９－２号）により確認する。

（別紙５）飼料作物等の範囲

青刈りとうもろこし、子実用とうもろこし、青刈りソルガム、テオシント、スーダングラス、青刈り麦（らい麦又はえん麦を含む。またサイレージ化したものを含む。）、青刈り大豆、子実用えん麦、青刈り稲、WC S用稲、わら専用稲、青刈りひえ、しこくびえ、オーチャードグラス、チモシー、イタリアンライグラス、ペレニアルライグラス、ハイブリットライグラス、スミーズブロムグラス、トールフェスク、メドーフェスク、フェストロリウム、ケンタッキーブルーグラス、リードカナリーグラス、バヒアグラス、ギニアグラス、カラードギニアグラス、アルファルファ、オオクサキビ、アカクローバ、シロクローバ、アルサイククローバ、ガレガ、ローズグラス、パラグラス、パンゴラグラス、ネピアグラス、セタリア、飼料用かぶ、飼料用ビート、飼料用しば

（別紙６）出荷・販売契約及び利用供給協定に含まれるべき事項

- （１）取組の内容
- （２）供給される飼料作物の種類及び量
- （３）飼料作物を生産する者
- （４）飼料作物を利用する者
- （５）圃場の場所及び面積
- （６）利用供給協定締結期間
- （７）飼料作物の出荷・販売及び供給の条件
（作業分担及び品代・経費の負担等）
- （８）その他必要な事項

別紙 7 収益力向上要件

①推奨品種の使用(多年生牧草の場合は、令和5年度に播種するものに限る)

飼料作物栽培基準（令和2年9月埼玉県農林部策定）に記載の推奨品種を使用する。

②排水対策

以下のいずれか一つ以上に取り組む。

心土破碎、弾丸暗渠、有材補助暗渠、無材穿孔暗渠、深耕、額縁明渠、そのほか地域農業再生協議会において排水対策に資すると判断できる取り組み。

③土壌診断による適正施肥の実施

pH、窒素、リン、カリについて分析を行う土壌診断又はセンシング機器を用いた生育診断の結果に基づいて、肥料や有機質資材、土壌改良資材の施用を行う。

④たい肥利用による資源循環の取組

水田で生産された対象作物の供給を受ける家畜の排せつ物から生産されたたい肥を利用する。

散布量は、地域の公的機関が堆肥の散布量に関する基準を定めている場合にあっては、当該基準とし、基準なき場合は10a当たりで2t又は4m³以上とする。

⑤病虫害の予防的防除（WCS用稲のみ）

は種前から移植当日に、いもち病及びチョウ目に効果のある箱施薬剤を使用する。

収益力向上の取組の実施状況は、地域農業再生協議会が以下の書類等（全てでなくてよい）により確認する。

- ・ 営農計画書
- ・ 土壌診断書
- ・ 現地確認
- ・ 肥料農薬等購入伝票
- ・ 作業日誌
- ・ その他、地域農業再生協議会が証拠として妥当と認める資料

(参考様式)

地力増進作物取組計画

1 地力増進作物の取組内容

作物名

ほ場地番

は種時期 年 月

すき込み時期 年 月

導入の目的

2 次作

作物名 作付時期 年 月 ~ 年 月

別紙8 地力増進作物の範囲

エンバク、ライムギ、ライコムギ、コムギ（緑肥用）、イタリアンライグラス（緑肥用）、ソルガム（ソルゴー）、スーダングラス（緑肥用）、ギニアグラス（緑肥用）、トウモロコシ（緑肥用）、ヒエ（緑肥用）、ヘアリーベッチ、レンゲ、クローバー類、クロタリア、セสบニア、エビスグサ、ヒマワリ、マリーゴールド、シロガラシ、カラシナ（チャガラシ）、ナタネ（緑肥用）、ハゼリソウ

別紙9 その他

以下の条件をすべて守ること。

- ① 緑肥利用マニュアル（農研機構中央農研発行）または種苗メーカーが推奨する標準は種量をは種すること。
- ② 緑肥利用マニュアル（農研機構中央農研発行）または種苗メーカーが推奨する時期に、は種作業及びすき込み作業を実施する。
- ③ すき込み前に、子実及び茎葉の収穫や放牧を行わないこと。
- ④ 前年度に同一ほ場での地力増進作物の取組に対する助成を受けていないこと。
- ⑤ 地力増進作物の導入の目的、次作の作物を記載した取組計画を取組年度の6月末までに作成すること。
- ⑥ ⑤の取組計画により、次作が休耕でないことが確認できること。

取組の実施状況は、地域農業再生協議会が以下の書類等（全てでなくてよい）により確認する。

- ・ 営農計画書
- ・ 地力増進作物種子購入伝票
- ・ 緑肥利用マニュアル（農研機構中央農研発行）または種苗メーカーが発行するカタログ等の栽培方法や効果が確認できる書類
- ・ 取組計画
- ・ 作業日誌
- ・ 写真
- ・ 現地確認
- ・ その他、地域農業再生協議会が必要と認める書類